

# 北広島町農業委員会第 8 回総会議事録

事務局 (第 8 回北広島町農業委員会総会開会宣言)

会長 (開会あいさつ)

事務局長 (報告)

会長 それでは、本日の議事録署名者を指名します。番号 13 番、14 番をお願いします。

---

## 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について、農地法 3 条の規定により、別紙のとおり申請があったので、意見を求める。令和 6 年 2 月 20 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号 1 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 担当委員より補足説明をお願いします。

15 番 2 月 13 日に現地確認を致しました譲受人は野菜の栽培をしたいということで、営農計画書を添付されています。周辺農地への影響もないと考えられます。以上のことから、地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。審議の程よろしくをお願いします。

会長 それでは番号 1 番について質疑に入ります。ご質問ご意見はございませんか。

委員 (なし)

会長 ないようですので、それでは質疑を打ち切って採決致します。番号 1 番について申請どおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。続いて、番号 2 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 担当委員より補足説明をお願い致します。

10 番 2 月 15 日に現地調査を行っております。譲受人の仕事がフリーターとありますが、大朝地域の土手草を刈ったり、庭木の剪定等の仕事をしておられます。周辺農地への影響もないと考えられます。以上のことから法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件を満た

していると考えます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

会 長 それでは番号 2 番について質疑に入ります。ご質問ご意見はございませんか。

5 番 耕作されたことがないようにお見受けしますが、今後どのように考えておられますか。

事務局 今後は地元の法人の構成員となられると伺っています。

会 長 他にございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決致します。番号 2 番について申請どおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。3 番案件は、5 番委員が関連する案件となっております。議事参与の制限に基づき、採決に参加できませんので 5 番委員の退室をお願いします。(5 番委員退室) 番号 3 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願い致します。

3 番 2 名の共有だった物を整理の手続きを経て 1 名のも全部所有にするというものです。新たに別人の所有になる物ではありません。耕作状況利用状況に変更はありませんが、事務局より現地の状況は確認してほしいということがありましたので、昨日現地の状況を確認しました。(現況図により現況説明) 今回の整理手続きにより、今後の農地の維持管理所有権移転等が容易になります。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

会 長 それでは番号 3 番について質疑に入ります。ご質問ご意見はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 3 番について申請のとおり許可しても良いと思われる方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。従って申請どおり許可することに決定しました。(5 番委員入室) 続いて番号 4 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

13 番 2月19日に現地確認を行っております。譲受人は、この周辺の7,8割を取得、作付けされていませす。(地番図より説明)現状は遊休農地となっています。周辺農地への影響もありません。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

会長 それでは番号4番について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。ございませんか。

4 番 図面で示されましたが、ここは耕作されていないところですか。

13 番 9番案件で出てきますが、道路から下は農地ですが、もう倉庫や雑種地の状態です。以前は酪農等やっておられましたが、お父さんが亡くなられてからは、やっておられません。

会長 他にありませんか。

委員 (なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をしてください。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。従って申請どおり許可することに決定しました。続いて、て番号5番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

16 番 2月9日に現地確認を行っております。この圃場につきましては、吉木郷地区のほ場整備事業が完了後にハウスを3棟建設されておまして、借受人が春は育苗、秋から冬にかけては花壇苗を管理をされております。これまでも長年管理をされております。周りにも水路等ございませんし、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

会長 それでは番号5番について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。ございませんか。

委員 (なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請のとおり許可して良い

と思われる方は挙手をしてください。

6 番 位置図に境界線がないのは何故か。

事務局 分筆はされていますが、直近の情報が地図に反映されておりません。

会 長 他にありませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 5 番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。従って申請どおり許可することに決定しました。続いて、番号 6 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

14 番 2 月 4 日に現地確認を行っております。現地は段々畑と言いますか、非常に不形成な土地で、耕作条件は悪いと言えます。譲受人は申請地近くでほうれん草栽培をされており、譲渡人が畑を手放すということで、農地拡大ということで今回の申請となりました。譲受人に機械の問題はありません。従事する人間の問題もありません。地域障害に関しても問題はないです。条件の悪い土地ですので、ほうれん草栽培以外のことを考えておられます。以上のことから法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可相当と考えます。よろしくお願い致します。

会 長 それでは番号 6 番について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。ございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 6 番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。従って申請どおり許可することに決定しました。

---

## 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について

会 長 議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について、農地法第 4 条の規定により別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和 6 年 2 月 20 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範 議長を交代します。議案 7 番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

15 番 2 月 13 日に現地確認を行いました。適用にもありますように、随分前からはで小屋として、利用されておりました。周辺農地に影響を及ぼすことはありません。顛末書を添付しての申請です。ご審議の程よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。番号 7 番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 7 番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請のとおり許可することに決定しました。番号 8 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

4 番 現地につきましては 2 月 19 日に確認をさせて頂きました。申請内容は、事務局説明のとおりです。計画面積も妥当だと判断します。この周辺は、法人みなみがたさんが利用権設定された土地ですので、周辺農地への影響もないというふうに判断しました。200 m<sup>2</sup>を超えておりますので、4 条の許可申請というふうに理解をしております。地権者からも同意書の提出がされておりますので、本件につきましては許可相当と判断致しました。以上です。

会 長 ありがとうございます。番号 8 番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

3 番 この施設は、農業用施設届で設置をされていますか。

4 番 はい。

3 番 今回の申請は、200 ㎡以下なら別物で、接続していても別件になるという理解なのですか。

事務局 確認時に、倉庫と一体として使うのであれば一連の事業ということですが、今回は機械の進入路として判断させていただいて、機械の進入路として一連の事業に当たらないということでしたので、面積的にも 4 条申請をしていただいたということです。

会 長 他にありませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 8 番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請のとおり許可することに決定しました。番号 9 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

13 番 2 月 19 日に現地調査に行ってきました。申請理由については、摘要欄のとおりです。この農地ですがグーグルで見ると 2013 年、10 年以上前から牛舎及び物置、建物が建っていたという所でございます。牛舎に隣接して物置倉庫を建てておられます。顛末書添付の申請でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。番号 9 番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 9 番について申請のとおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請のとおり許可することに決定しました。番号 10 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

16 番 申請理由は摘要欄のとおりです。所有財産の整理ということで、この3月で3つの営農集団が解散しまして。4月から新組合が設立され、新しい組合には機械を設置しないということで急遽この案件が出てきましたけれども、摘要欄にあるように適正化を諮るため始末書を付けての案件となっております。ご審議の程よろしくお願い致します。

会 長 番号10番について質疑に入ります。ご質問ご意見ありませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号10番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請のとおり許可することに決定しました。番号11番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

14 番 先ほどの件と合わせてになります。申請者は個人で重機修理業をされています。家の周りの土地を潰して進入路の拡張、倉庫を建設して使用していましたが、この度の売買で農地法に違反していたことが分かり、理解が不足していましたということで始末書を付けて申請されています。現地を見て説明等に不足はないと考えております。ご審議の程よろしくお願い致します。

会 長 それでは番号11番について質疑に入ります。ご質問ご意見ありませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号11番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請のとおり許可することに決定しました。

---

### 議案第3号 非農地証明申請について

会 長 議案第3号非農地証明申請について、非農地証明現地調査員の現地調査の結果、別紙申請について非農地証明を発行することについて承認を求める。令和6年2月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範 番号12番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

7 番 申請内容は摘要欄のとおりです。2月13日に現地を確認しております。ここはもともと開拓団地と言うことで、申請地と手前牧場その一帯は牧草が植えてあります。申請地ももともと牧草が植えてあったようですが、お父様が元気な頃に牛を飼って、牧草を植えておられたと。その後、3,40年前に檜を植林されており、現在は30～35CMの檜がたっております。現在は、周りを全部木材業の方が伐採しておりましたが、土地を売るために調べたところ、檜がたっており、農地の上に木がたっておりということでございます。このままの状態では、切り株が半分、切る途中で残っており、全く農地に戻すことは現状では、不可能であると判断しております。非農地は許可しても良いのではないかと考えております。ご審議をよろしく申し上げます。

会長 ありがとうございます。番号12番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委員 (なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号12番について申請のとおり証明書を発行しても良いと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請のとおり受理することに決定しました。番号13番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

15 番 2月13日に現地の確認を行いました。摘要欄にもあるように、木々が生い茂り山林化しており、農地として利用することができない状態でした。非農地相当と考えます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

会長 ありがとうございます。番号13番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委員 (なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号13番について申請のとおり証明書を発行しても良いと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請のとおり証明書を発行してもすることに決定しました。番号 14 番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

10 番 先般現地確認して参りました。写真のとおり木が生い茂って居る状態で非農地申請のとおり許可しても良いのではないかと考えております。ご審議をよろしくをお願いします。

会 長 ありがとうございます。番号 14 番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 14 番について申請のとおり証明書を発行しても良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請のとおり証明書を発行することに決定しました。

---

#### 議案第 4 号 農業振興地域整備計画の一部変更について

会 長 議案第 4 号 農業振興地域整備計画の一部変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 代 2 項の規定により意見聴取があったので意見を求める。令和 6 年 2 月 20 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範 事務局説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 ありがとうございます。議案第 4 号について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは、質疑を打ち切って採決に入ります。議案第 4 号について意見なしと決定しても良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって、意見なしと決定しました。

---

## 議案第 5 号 農用地利用集積計画について

会 長 議案第 5 号 農用地利用集積計画について、農用地利用集積計画に係る利用権の同意を得た農用地利用集積計画について意見を求める。令和 6 年 2 月 20 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範 事務局説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 ありがとうございます。議案第 5 号について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは、質疑を打ち切って採決に入ります。議案第 5 号について意見なしと決定しても良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって、意見なしと決定しました。  
以上をもちまして、本日の総会の提出議案の審議を全て終了とします。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

令和      年      月      日

会      長

印

議事録署名者

印

議事録署名者

印